

# デジタル社会における消費者法制の比較法研究

令和5年3月15日

消費者庁新未来創造戦略本部



# 1. 研究の経緯

## ◆ 背景

社会のデジタル化の進展

これによる、  
消費者取引の変容と新しい消費者問題の発生  
越境取引の増加と越境的な消費者問題の増加

欧米におけるデジタル化に対応する新たな消費者法制

## ◆ 研究会の発足（2021年1月29日）

※以下の5名の客員主任研究官をメンバーとする

- ・ 松本恒雄一橋大学名誉教授
- ・ 川和功子同志社大学教授
- ・ 芦野訓和専修大学教授
- ・ 馬場圭太関西大学教授
- ・ 永岩慧子愛知学院大学准教授

特に、

EUの以下の2つの指令  
デジタル・コンテンツ指令  
物品売買指令

にスポットライトをあてて研究

EU 現代化指令等  
英国 2015年消費者権利法  
米国 UCITA等

▶▶▶ 研究としてEU指令等を深掘りし、消費者法政策の基礎資料とする。

## 2. EU法(二次法)について

### ◆ EU法（二次法）の種類

欧州機能条約（TFEU）第288条は、以下の4つに分類

#### ①規則（regulation）

各加盟国において規則そのものが直接的に適用される。

#### ②指令（directive）

指令で達成すべきとされている結果について、名宛人となっている加盟国を拘束するが、結果を達成するための形式、方法については加盟国に委ねる（国内化のための措置が必要）。

#### ③決定（decision）

名宛人の特定された決定は、名宛人に対してのみ拘束力を有する。

#### ④勧告/意見（recommendation/opinion）

（法的）拘束力はない。

▶▶▶ 研究の対象とした2つのEU法は、指令であるため国内化措置を要する。

#### ➤ 下限平準化（minimum harmonisation）

指令は、最低限の基準を定める。加盟国は指令で定められた基準よりも高い基準を設定することができる。

#### ➤ 完全平準化（maximum or full harmonisation）

加盟国は、指令で設定された基準を上回ることも下回ることもなく導入しなければならない。

# 3. 指令の説明（制定までの流れ）

## 2015年欧州委員会作業プログラム

デジタル単一市場における電子商取引のポテンシャルを十分に解放するために、欧州共通売買法規則提案（CESL）を修正するものとして、記載されている。

## デジタル単一市場戦略（COM (2015) 192 final）

上記の作業プログラムに記載されていた欧州共通売買法規則提案（CESL）の修正として、消費者及び事業者の双方において信頼できる電子商取引のルールを2015年末までに提案するとした。

<u>デジタル・コンテンツ指令提案</u>	<u>公表2015年12月</u>
<u>オンライン物品売買指令提案</u>	<u>公表2015年12月</u>

<u>デジタル・コンテンツ指令（提案から名称変更）</u>	<u>制定2019年5月</u>
<u>物品売買指令（提案から名称変更）</u>	<u>制定2019年5月</u>

<u>国内化措置の期限</u>	<u>2021年7月1日</u>
-----------------	------------------

<u>適用の開始</u>	<u>2022年1月1日</u>
--------------	------------------

# 3. 指令の説明（デジタル・コンテンツ指令の概要 1）

## デジタル・コンテンツ指令が定める一定の側面(指令第1条)

- ① デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの、**契約への適合性**
- ② 適合性が欠如し、又は供給をすることができなかった場合の**救済手段及びその救済手段の行使方法**
- ③ デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの**変更**

## 適用範囲（指令第3条）

以下の要件を満たす契約に適用される。

- ① 事業者と消費者の契約（**消費者契約**）
- ② デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスを供給し、又は供給することを約する契約
- ③ 消費者が**代金を支払い**（pay a price）、又は支払うことを約する契約
- ③' 消費者が事業者**に個人データを提供**し、又は提供することを約する契約

## 代金の定義（指令第2条(7)）：金銭又はデジタル的な表象(例：電子クーポン)

電子バウチャー又は電子クーポン等の価値のデジタル的な表象は、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの供給との関係で重要になっているため、支払方法とみなすべきであることから、このような定義がなされている(指令前文23)。

# 3. 指令の説明（デジタル・コンテンツ指令の概要2）

## 契約への適合性

- ・ **主観的要件**(指令第7条)に加えて、**客観的要件**(指令第8条)を満たす必要がある。
- ・ ただし、以下の要件をすべて満たす場合には、客観的要件を満たさなくてもよい（逸脱）。
  - ① 製品の特定の特徴が、客観的要件から逸脱していることを**消費者に特別（具体的）に通知**すること
  - ② 消費者が、客観的要件からの逸脱について、**明示的にかつ別個に同意**したこと。
- ・ 適合性の要件の一つとして、**ソフトウェアのアップデート（義務）**を掲げる。

## 不供給に対する救済手段（指令第13条）

- ・ **契約解消権**（第2項,第3項）

## 適合性の欠如に対する救済手段（指令第14条）

- ・ **契約に適合させる権利**（第2項,第3項）
- ・ **代金減額請求権**（第4項）
- ・ **契約解消権**（第4項,第6項）

### 各加盟国の自由に委ねられている部分(指令第3条第10項)

「この指令は、これが規定しない限りにおける**契約の成立、有効性、無効**もしくは**効果**（契約解消の結果を含む。）に関する規定等の一般契約法の側面又は**損害賠償請求権**を規律する加盟国の自由に影響を及ぼさない。」

# 3. 指令の説明（物品売買指令の概要 1）

## 物品売買指令が定める一定の側面(指令第1条)

- ①物品の、**契約への適合性**
- ②適合性が欠如した場合の**救済手段及びその救済手段の行使方法**
- ③**約定保証**(commercial guarantee)

## 適用範囲(指令第3条)

- ・消費者と事業者の間の**売買契約**に適用される。(第1項)
- ・**デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービスには適用されない**(デジタル・コンテンツ指令が適用される)。(第2項)
  - ※ただし、「**デジタル要素を伴う物品** (goods with digital elements)」(デジタル・コンテンツ指令第2条(3))の場合は、物品に組み込まれ、又は相互に接続されたたデジタル・コンテンツ又はデジタルサービスであって、売買契約に従って物品と共に供給されるものについては、**物品売買指令が適用**される。(第2項)

### デジタル要素を伴う物品(goods with digital elements)

定義：デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスを組み込み、又はこれと相互に接続された有体の動産であって、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの不存在がその物品の機能を妨げるもの。(デジタル・コンテンツ指令第2条(3))

物品に組み込まれ、又は相互に接続されているデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスであっても、物品と切り離されデジタル・コンテンツ指令が適用される場合がある。

# 3. 指令の説明（物品売買指令の概要 2）

## 契約への適合性

- ・ **主観的要件**(指令第6条)に加えて、**客観的要件**(指令第7条)を満たす必要がある（デジタル・コンテンツ指令と同じ。）。
- ・ 客観的要件からの**逸脱**。  
※デジタル・コンテンツ指令と全く同じ要件で逸脱を認める。
- ・ 適合性の要件の一つとして、**ソフトウェアのアップデート（義務）**を掲げる（デジタル・コンテンツ指令と同じ。）。

## 適合性の欠如に対する救済手段(指令第13条)

- ・ **契約に適合させる権利**（第1項,第2項,第3項）
- ・ **代金減額請求権**（第4項）
- ・ **契約解消権**（第4項,第6項）

### 約定保証(commercial guarantee)

定義：売主又は生産者(保証義務者)が、消費者に対して、適合性の保証に関する売主の法定の義務に加えて、物品が、契約を締結した時又は締結する前に入手することができた保証表示(guarantee statement) 又は関連する広告に示した、適合性に関しない仕様その他の要求事項に合致しない場合には、支払われた代金を返還し、又は物品を取替え、もしくは修補することを約すること。

- ・ **各加盟国の自由に委ねられている部分**(指令第3条第6項)（デジタル・コンテンツ指令と同じ）  
「この指令は、これが規定しない限りにおける**契約の成立、有効性、無効**もしくは**効果**（契約解消の結果を含む。）に関する規定等の一般契約法の側面又は**損害賠償請求権**を規律する加盟国の自由に影響を及ぼさない。」



## 4. 海外有識者へのインタビュー 1

以下の5名の有識者にインタビューを行った。

**マーティン シュミット＝ケッセル教授** (Prof. Dr. Martin Schmidt-Kessel)

- ・バイロイト大学(独)ドイツ・欧州消費者法、私法、比較法講座教授
- ・バイロイト大学(独)消費者法研究センター (FfV) 所長 (2011~現在)
- ・欧州法協会 (ELI) ドイツ・ハブ Co-Chair

2021年9月1日 (水) にヒアリングを実施

**マルテ クラーメ教授** (Prof. Dr. Malte Kramme)

- ・バイロイト大学(独)シュミット＝ケッセル教授ドイツ・欧州消費者法、私法、比較法講座にて研究助手 (Wissenschaftlicher Mitarbeiter) を務め、同教授のもとでHabilitation (教授資格) を取得 (2021)
- ・現在、インスブルック大学(オーストリア)の教授としてテクノロジー、モビリティ、サステナビリティ法を担当

2021年10月14日 (木) にヒアリングを実施

▶▶▶ 以上のインタビュー記録の概要は、プログレッシブ・レポートとして2022年8月に公表。

## 4. 海外有識者へのインタビュー 2

### クリスチャン トウィグ＝フレスナー教授 (Prof. Christian Twigg-Flesner)

- ・ウォーリック大学(英)国際商法講座教授 (2017~現在)
- ・インナーテンプル法曹院Associate Academic Fellows
- ・欧州法協会 (ELI) フェロー、評議員 (2019~2023)

2021年11月10日 (水) にヒアリングを実施

### ベンジャミン ゲールズ博士(Dr. Benjamin Görs)

- ・ドイツ連邦司法・消費者保護省 (BMJV、現ドイツ司法省BMJ) で、デジタル・コンテンツ指令の国内法化のための改正法の立案を担当

2022年2月10日 (木) にヒアリングを実施

### ゲルハルト ションブルグ博士 (Dr. Gerhard Schomburg)

- ・ドイツ連邦司法・消費者保護省 (BMJV、現ドイツ司法省BMJ) で、物品売買指令の国内法化のための改正法の立案を担当

2022年3月18日 (金) にヒアリングを実施

▶▶▶ [以上のインタビュー記録の概要は、プログレッシブ・レポートとして公表予定。](#)

# 5. リサーチ・ディスカッション・ペーパーの簡単な解説 1

## 「ドイツにおけるデジタル・コンテンツ指令及び物品売買指令の国内法化—民法典における位置づけ、適用範囲、消費者による個人データの提供について—」

執筆者：芦野訓和客員主任研究官

- ・2021年に行われたドイツにおける指令の国内法化についてその内容を概観し、わが国と同様にパンデクテン体系を有するドイツでは法典においてどのように位置づけられたか、その適用範囲はどこまでか、消費者が個人データを提供する契約についてはどのような規定が置かれたかについて、インタビューで得た知見も交えて検討する。

## 「ドイツにおける取引のデジタル化への対応—適合性に関する基準を中心に—」

執筆者：永岩慧子客員主任研究官

- ・ドイツの有識者へのインタビューで得られた示唆をもとに、ドイツにおける指令国内法化について、物品、デジタル・コンテンツおよびデジタル・サービスの契約適合性に関する問題を中心に検討する。

## 「フランスにおけるデジタル・コンテンツ指令及び物品売買指令の国内法化～国内法化オールドナンスの概要～」

執筆者：馬場圭太客員主任研究官

- ・2021年に成立した国内法化オールドナンスによってデジタル・コンテンツ指令、物品売買指令がフランスにおいてどのように国内法化されたか概観し、その内容と展望に関する私見を示す。

## 5. リサーチ・ディスカッション・ペーパーの簡単な解説 2

**「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービスの供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令についてー契約適合性についての規定を中心にーイギリス法、アメリカ法の展開も踏まえて」**

**執筆者：川和功子客員主任研究官**

- ・デジタル・コンテンツ指令の契約適合性に関わる規定の概要について紹介し、物品売買契約、デジタル・コンテンツ供給契約についての規定を最初に導入したイギリスの2015年消費者権利法の関連規定、さらに、20年以上も前からデジタル情報に関する法の整備を試みてきたアメリカの状況について、UCITA (Uniform Computer Information Transaction Act:統一コンピュータ情報取引法)、Principles of the Law of Software Contracts (ALIソフトウェア契約法原則) の契約適合性に相当する部分についてのみその概略について紹介する。

**「デジタル社会における無償の消費者契約と消費者保護について」**

**執筆者：松本恒雄客員主任研究官**

- ・デジタル社会において出現してきた問題として、EUにおける立法（個人データの提供を伴う契約等）を素材に、消費者が対価を負担することなしに事業者から物品や権利、役務の提供を受ける場合の消費者法の適用について取り上げる。

**御清聴ありがとうございました。**